

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	南九州市 地方税法における個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、地方税法における個人住民税関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南九州市長

公表日

令和7年6月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認 ④税額の決定及び納税の通知
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表行政機関等 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59, 61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2 ,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表行政機関等 27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限を必要最低限の職員に限定している。また、複数人での確認を行うようにしている。	

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムのアクセスが可能な職員はIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成している。また、常時アクセスログを記録しているため、不正アクセスがないこと確認できる。よって、権限のない者による不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月13日	I-5-②所属長	税務課長 久松 広充	税務課長 内原 広行	事後	人事異動による変更
平成31年4月22日	I-5-②所属長	税務課長 内原 広行	税務課長	事後	人事異動による変更
平成31年4月22日	IV リスク対策		9項目の追加	事後	
平成31年4月22日	I-1-③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付	事前	
令和3年9月29日	I-1-③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和3年9月29日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法の改正に伴う変更
令和4年4月1日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和7年5月29日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項	番号法第9条第1項 別表 24項	事後	
令和7年5月29日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号 別表行政機関等	事後	
令和7年5月29日	IV リスク対策		8, 11項目の追加	事後	